調達要求番号：

<table>
<tr><td colspan="4">陸　上　自　衛　隊　仕　様　書</td></tr>
<tr><td>物品番号</td><td></td><td colspan="2">仕　　様　　書　　番　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="5">消火器・粉末・小型船舶用</td><td colspan="2">ＧＥ－Ｋ４２０１２３Ｆ</td></tr>
<tr><td>防衛大臣承認</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>作　　　　成</td><td>昭和５０年　５月１７日</td></tr>
<tr><td>変　　　　更</td><td>平成２５年　５月　９日</td></tr>
<tr><td>作成部隊等名</td><td>補給統制本部　施設部</td></tr>
</table>

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊の動力ボートなどに備え付ける消火器・粉末・小型船舶用（以下，“消火器”という。）について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１による。

1.3　種類

種類は，**表**１によるものとし，調達要領指定書によって指定する。

表１－種類

番号	種類 a)		注記
	薬剤質量	用途	
1	１．２　kg	小型船舶用	手提げ式
2	１．５　kg	小型船舶用	粉末自動拡散型
注 a)　薬剤質量の数値は，標準を示したもので，これに近い数値で形式承認を得た薬剤質量であればよい。			

1.4　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　**仕様書**

ＧＥ－Ｚ４２１０１８　　　　粉末消火器

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b)　**法令等**

船舶安全法（昭和８年法律第１１号）

小型船舶安全規則（昭和４９年運輸省令第３６号）

2　製品に関する要求

2.1　一般的要求事項

消火器は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，納入時において，製造から半年以内の製品とする。

なお，手提げ式については,消火器リサイクルシールが貼付されているものとする。

2.2　**検定**

この仕様書で調達する製品は，“船舶安全法”の定めるところによる型式承認及び個別検定に合格したものとする。

2.3　**材料・消火薬剤**

2.3.1　**材料**

消火器の各部に使用する材料は，“小型船舶安全規則”（以下，“安全規則”という。）第６６条の規定によるものとする。

2.3.2　**消火薬剤**

消火薬剤は，“安全規則”第６７条の規定によるりん酸塩類とする。

2.4　**構造**

2.4.1　**一般構造**

一般構造は，次による。

a)　**手提げ式**は，次による。

1)　本体容器に粉末消火薬剤を充填し，使用する場合，レバーを握ることによって，加圧ガス容器中のガスが本体容器中に導入され，そのガス圧力によってホース及びノズルを通り消火薬剤が放射される構造とする。

2)　本体容器は，再充填のできる構造とする。また，加圧用ガス容器は使い捨てとする。

b)　**粉末自動拡散型**

火災による温度上昇を感知して自動的に粉末消火剤を扁平扇状に放射する構造とする。

2.4.2　**各部構造**

消火器各部の構造は，次によるほか，“安全規則”第６６条の規定による。

a)　**手提げ式**は，次による。

1)　安全装置は，腐食，安全ピンの曲がりなどによって安全装置が外れず，放射不能の状態になるのを防ぐ設計で，かつ，使用済みの状態を確認できるものとする。

2)　保持装置は，ベースプレート，消火器受台及び消火器保持用バンドで構成され，着脱が容易にできるものとする。

b)　**粉末自動拡散型**

ブラケット付きとし，着脱が容易にできるものとする。

2.4.3　**寸法・質量**

寸法及び質量は，製造者の規定する仕様及び社内規格による。

2.5　**性能**

性能は，**表** 2 による。

表 2－性能

番号	項目	規定	注記
1	有効放射距離	3　m以上	手提げ式
2	有効継続放射時間	7秒以上	
3	防護容積	8　㎥以上	粉末自動拡散型
4	感知温度	９５　℃	
5	放射時間	6秒を標準とする。	

2.6　外観・塗装

2.6.1　外観

外観は，平滑で，さび，有害な酸化皮膜，金とげその他の欠陥がないものとする。

2.6.2　塗装

塗装は，“安全規則”第６６条による。

2.7　製品の表示

製品の表示は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，“安全規則”第６９条に規定する表示のほか，ＧＥ－Ｚ４２１０１８の2.7による。

3　品質保証

監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4　出荷条件

出荷条件は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，商慣習による。

5　その他の指示

5.1　納入書類など

5.1.1　添付書類

契約の相手方は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，消火器１台ごとに**表 3** の書類を添付するものとする。

表 3－添付書類

添付書類	数量	注記
取扱説明書	1	ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の箇条 7 による。

5.1.2　提出書類

契約の相手方は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，製品納入時，陸上自衛隊関東補給処古河支処に**表 4** の書類を提出するものとする。

表 4－提出書類

番号	添付書類	数量	注記
1	取扱説明書 a)	b)	ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の箇条 7 による。
2	整備資料 a)	b)	整備維持要領及び再充填要領 c) を記載したものとする。
3	部品表 a)	b)	部品の価格及び各地販売店名を記載したものとする。
4	試験成績書	1	—

注 a)　合冊することができる。
b)　数量は，調達要領指定書によって指定する。
c)　再充填要領は，粉末自動拡散型を除く。

5.2　仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義については，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の 8.3 による。